

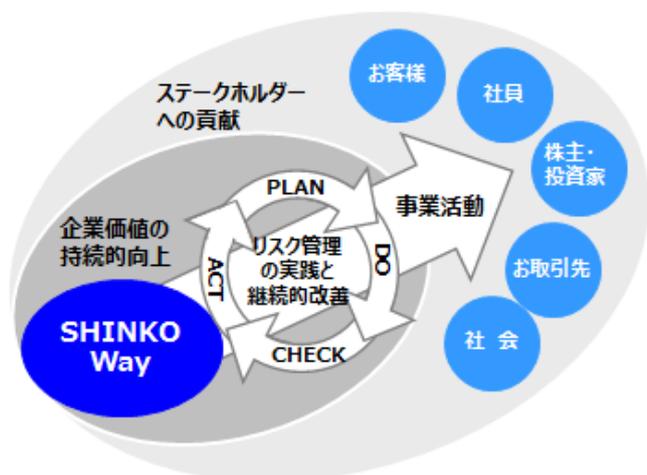
# リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。当社では、2020年8月にリスクマネジメント室を新たに設置し、新光電気グループ全体のリスクマネジメントのさらなる強化に取り組んでいます。

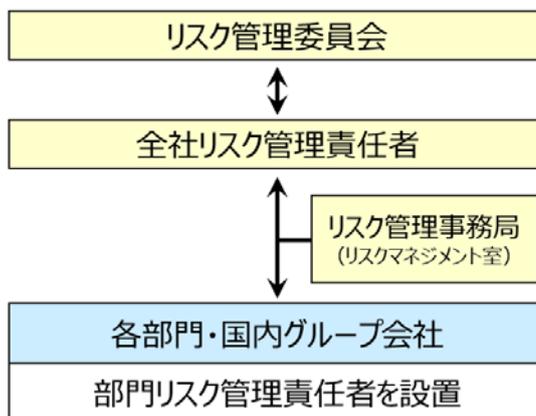
## リスクマネジメントの推進

新光電気グループ（国内）では、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者である社長がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

### 【リスクマネジメントの考え方】



### 【リスク管理体制図】



### 🌱 事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を年1回実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

### 【事業等のリスク（※）】

1. 経済や金融市場の動向に関するリスク（主要市場における景気動向、為替動向）
2. 製品やサービスの欠陥や瑕疵に関するリスク
3. 調達先等に関するリスク
4. 自然災害や突発的事象発生に関するリスク
5. 競争・業界に関するリスク
6. 知的財産に関するリスク
7. 情報セキュリティに関するリスク
8. 環境・気候変動に関するリスク
9. お客様に関するリスク
10. 多額な設備投資に関するリスク
11. 公的規制、政策、税務に関するリスク
12. コンプライアンスに関するリスク
13. 人材に関するリスク

※事業等のリスクに記載した事項は新光電気グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

## 事業継続の取り組み

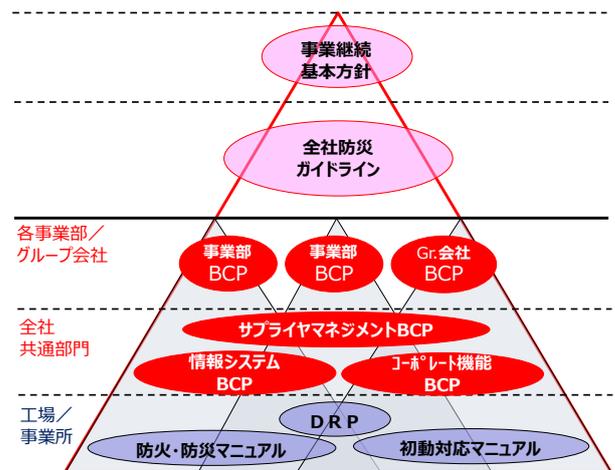
新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

### 事業継続マネジメント（BCM）

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社BCMの基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策、教育訓練を実施しています。

2019年度は全工場の施設部門を対象に、工場所在地における大規模な停電発生を想定した災害模擬訓練を実施しました。非常用電源の確認や各工場が持つ特有リスクの洗い出し、復電時のインフラ設備の立ち上げ手順などを全員で確認しました。今後も、BCPにおける対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

### 【事業継続マネジメントの推進体制】



〔施設部門の災害模擬訓練〕

## 新光電気グループ事業継続基本方針

### ■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

### 【行動指針（平常時）】

- 各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- 不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- 事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

### 【行動指針（不測の事態発生時）】

- 社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- 公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

## 全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

### 防災体制・対応力強化に向けた取り組み

当社では、事故の未然防止、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。

また、社員の安否確認を迅速かつ確実にするため、安否確認システムを導入しており、毎年全社員を対象に安否報告・確認訓練を実施しています。

### 災害・事故対応訓練の実施

毎年、防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーション、訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練を実施しています。

また、海外の各生産拠点においても毎年防災訓練を実施し、有事の際は一人ひとりが迅速に的確な初動対応がとれるよう対応力の強化をはかっています。



〔SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.の  
消火訓練〕

## 新型コロナウイルス感染症への対応

2020年に入り世界中に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症について、当社では感染予防および感染拡大防止のため、基本方針に沿い、各種感染防止対策を実施しました。

### 基本方針

1. 日本政府および地方自治体などの方針に従い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努める。
2. お客様、お取引先様、地域の皆様や社員等の健康と安全確保を最優先の上、お客様への製品提供をはじめ事業の継続に努める。

### 感染予防および感染拡大防止のための主な対応

当社では、日本国内において感染が急速に拡大した2020年4月時点において、主に以下の対策を行ないました。

1. 事務部門・営業部門等を中心とした在宅によるテレワークの実施
2. 海外出張・国内出張、外部会合・懇親会・会食の原則禁止
3. 社内における3密防止対策の徹底
  - ・事務所・食堂のレイアウト変更、利用人数の制限
  - ・社内会議の延伸・中止、オンライン会議への切替え 等
4. 来訪者の入構制限
5. 社員本人に発熱等の症状が見られる場合および社員本人または同居家族に感染・濃厚接触が確認された場合は、出社しない、させないことを徹底
6. 社員へ不要不急の私的な移動の自粛を要請



## 情報セキュリティ

近年、情報通信技術の進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの強化は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけ、2017年にSHINKO Wayに基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定しました。また、「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの確保・向上に取り組んでいます。

### 情報セキュリティ基本方針

#### 1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、SHINKO Way に示す「お客様のかけがえのないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1)新光電気グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2)新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3)新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

#### 2. 取組の原則

新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1)取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3)情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5)情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勧奨します。

#### 3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

### 【情報セキュリティ関連規定体系】



**情報の適切な管理**

当社では、社内に流通する情報に関する取り扱いのルールとして「情報管理規程」を定め、情報を分類し、適切に管理、運用しています。また、分類された情報を、法的な要求事項、価値、重要性など複数の観点から格付けを行い、格付けに応じたセキュリティ対策を講じて情報を保護しています。

**情報保護マネジメントシステムによる情報の保護**

当社では、他社秘密情報および当社秘密情報を適切に保護するために、業務上取り扱う情報について、適切な管理を設定し現場での自律した情報保護の取り組みと、内部監査の実施により、取り組み状況を確認する「情報保護マネジメントシステム」を構築し、情報保護の強化に努めています。

**情報セキュリティ教育**

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策

の一環として、階層別教育やe-Learning、職場教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。2019年度は、国内における新光電気グループ全社員約4,600名を対象に、情報管理教育を実施し、100%の修了率となっています。

今後も継続的に教育・啓蒙を実施することにより、日頃より情報セキュリティを強く意識した行動を心掛けるよう、社員の意識向上をはかってまいります。

**個人情報の保護**

当社では、個人の人格尊重の理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことを企業としての社会的責務であると深く認識し、「個人情報保護ポリシー」および「個人情報管理規程」を定め、個人情報の保護、尊重に取り組んでいます。

業務において利用する個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム」により、適正な管理、運用に努めています。

また、EU一般データ保護規則（GDPR）をはじめ海外における個人情報保護法令へも適切に対応するため、個人情報保護の強化をはかっています。2019年度は、東南アジア地区各拠点において関係者を対象としたGDPRに関する教育を実施しました。

**【情報の分類】**

情報の分類			
公開情報			公開ウェブサイト、カタログ等、一般に公開されているものをいいます。
秘密情報	当社の秘密情報	社外秘情報	社外に開示してはならない情報のことをいい、社内ルール、社内報等がこれにあたります。
		関係者外秘情報	「人事情報」「研究中の技術情報」「顧客リスト」等、知る必要のない人には知られてはならない情報をいいます。
	他社秘密情報		秘密保持契約やライセンス契約等によりお客様や他社から入手した秘密情報など、契約による守秘義務が課されている情報です。
			個人情報 公開情報、秘密情報に関わらず、左記の各情報には、お客様やお取引先、社員等に関する多様な個人情報が含まれています。